

私立幼稚園保育料の補助について

幼稚園就園奨励費補助事業

伊勢崎市では、私立幼稚園に子どもを通園させている世帯に対して保育料の一部を補助します。伊勢崎市が国庫補助を受けながら補助金を交付する制度です。

【対象者】

伊勢崎市に住所を有する3・4・5歳児（4月1日現在）及び満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに年度途中から就園する場合）を子ども・子育て支援新制度に移行していない市内外の私立幼稚園に通園させている世帯が対象となります。

※市民税の未申告の方は補助を受けられません

※市町村民税の所得割額が、父母ともに課税となっている場合は、その合計額を対象とします

※住宅借入金等特別税額控除適用前の所得割額が対象です（裏面、《市町村民税課税額の欄の記入方法》参照）

【手続き】

幼稚園から一緒に配布された「保育料減免措置に関する調書」に必要事項を記入のうえ、
____月____日までに幼稚園長に提出してください。対象外の方は、調書提出の必要はありませんので、その旨を幼稚園長に申し出てください。

《年度途中での転入や転出、途中入園者及び途中退園者の場合》

補助対象となる世帯で、年度途中で次の異動がある場合は、月割りでの補助となります。

(1) 転入及び転出…市内在住期間に応じた月割り補助

※住所変更をした場合は、必ず幼稚園に申し出てください

※転出した場合は、改めて転出先市町村の幼稚園就園奨励費補助金の申請手続きをしてください

(2) 途中入園及び途中退園…在園期間に応じた月割りでの補助となります。

※途中退園をして別の幼稚園に途中入園する場合は、新しい幼稚園でも引き続き補助対象となる場合がありますので、改めて同様の申請手続きをしてください

【支給の方法と時期】

該当世帯には、12月頃に幼稚園を通じて補助金を支給します。

【補助金額】

補助金額は、裏面の「市民税額の見方」の下の《表》保育料補助基準及び補助限度額一覧をご覧ください。

※幼稚園の年間保育料が補助限度額を超えない場合は、減額支給となります

第3子以降保育料軽減事業補助金

子ども・子育て支援新制度に移行していない市内外の幼稚園に第3子以降の子どもを通園させている世帯の場合、私立幼稚園就園奨励費補助金と合わせて308,000円までを補助します。

手続きについては、該当世帯が私立幼稚園就園奨励費補助金の交付対象世帯ですので、上記補助金と兼ねさせていただきます。

【問い合わせ先】 伊勢崎市教育委員会 学校教育課 学事係（☎27-2787 ダイヤル）

「保育料減免措置に関する調書」記入の手引き

- ③から⑦の欄については、該当項目により補助金額が異なる場合があります。必ず○をつけてください。
- ④「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかの世帯に該当する世帯です。2～5に該当する方は、それに該当していることがわかるもの（受給証明書、手帳の写し等）を調書と合わせて提出してください。
 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属するものがこれに該当する場合を除く）
 2. 生活保護法に規定する要保護者
 3. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
 4. 特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
 5. 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）
 6. その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 「⑧世帯の状況」の欄には、在園幼児を含め、幼児と生計を一にする人全員（祖父母等）について、市民税額まで記入してください。
 なお、父親が単身赴任者等（住所が異なる場合）のように居住が別の場合でも、一時的な別居で経済的にはその世帯と一体性があり、いずれ自宅に帰るような場合は同一世帯として扱いますので、必ず記入するとともに住民票が異動している場合には、住所地での平成29年度課税状況証明書を添付してください。
※海外赴任者については、会社から給与等支払状況証明書をもらい、翻訳されたものを必ず添付してください。
- 市町村民税課税額の欄は、右ページの「市民税額の見方」を参考に、下表のように記入してください。

《市町村民税課税額の欄の記入方法》

区 分	記 入 の 方 法
(1) 生活保護を受けている人	所得割額の欄に「生保」と記入する。「生活保護受給証明書」を調書に添付してください。
(2) 市民税が非課税の人	所得割額の欄に「非課税」と記入する。
(3) 給与所得者 (給与から市民税を天引きされている人)	「平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」から市民税の所得割額⑥を記入してください。(右ページ「市民税額の見方」参照) <u>※住宅借入金等特別税額控除がある人は、摘要欄に記載された「住宅借入金等特別税額控除額」の市部分の額と市民税所得割額⑥を合計した額を記入してください。</u>
(4) 平成29年1月2日以降に伊勢崎市に転入した人	前住所地発行の「平成29年度市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書」または「平成29年度市町村民税・県民税納税通知書」から市町村民税の所得割額を記入してください。((3)(5)及び右ページ「市民税額の見方」参照) なお、必ず同通知書の写しを調書に添付してください。また、上記の特別徴収税額の決定通知書等をお持ちでない人は、前住所地の市町村役場で「課税状況証明書」(住民税が課税されていなかった方は「非課税証明書」)を取り寄せて、同様に税額を記入のうえ、その写しを調書に添付してください。
(5) 上記の(1)から(4)以外の人 (自営業、農業等で、個人で市民税を納めている人)	「平成29年度市民税・県民税納税通知書」から市民税の所得割額を記入してください。(右ページ「市民税額の見方」参照) <u>※住宅借入金等特別税額控除がある人は、市民税の「所得割額」と「住宅借入金等特別税額控除額」を合計した額を記入してください。</u>

注) 市町村民税額については、住宅借入金等特別税額控除適用前の税額を対象とします

- 「⑩保護者の旧住所」の欄は、平成29年1月1日現在で伊勢崎市に住所を有しなかった場合、必ず記入してください。
- 【同意書】の欄は、必ず署名、押印してください。補助決定の可否を審査するにあたり、市教育委員会が個人の市民税の課税状況を確認することに同意する旨のものです。これにより、平成29年1月1日現在伊勢崎市に住所があった方は所得割額の確認ができますので、「市町村民税の所得割額」の欄は、記入を省略していただいても差し支えありません。

市民税額の見方

《給与から市民税が徴収されている人》

「平成29年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」は、6月末までに勤務先から配布されますので、下図の網掛け部分の市民税の**所得割額⑥**を調書に記入してください。

ただし、住宅借入金等特別税額控除額がある人は、市民税の**所得割額⑥**と摘要欄の**①の金額**を合計した金額を記入してください。

平成28年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)		課税標準		税額	
給与収入	主たる給与以外の合計	総所得③	山林所得	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤
給与所得	所得区分	分離短期譲渡	分離長期譲渡	所得割額⑥	均等割額⑦
その他の所得計	総所得金額①	株式等の譲渡	上場株式等の配当	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤
		先物取引		所得割額⑥	均等割額⑦
				特別徴収税額⑧	
雑所得控除	障害・寡・勤労者控除				
医療費控除	配偶者特別控除	扶養親族該当区分	本人該当区分		
社会保険料控除	扶養控除				
小規模企業共済等掛金控除	基礎控除				
生命保険料控除	所得控除合計②				
地震保険料控除					
(摘要)	住宅借入金等特別税額控除額(市 ① 円、県 円)				

※通知書が配付されない場合または紛失した場合は、勤務先にお問い合わせください

《納税通知書または口座振替で納付している人》

「市民税・県民税税額決定・納税通知書」は、6月末までに市役所から送付されます。通知書内に記載されている下図の網掛け部分の「**所得割額**」を調書に記入してください。

ただし、住宅借入金等特別税額控除額がある人は、「住宅借入金等特別税額控除額」と「**所得割額**」を合計した金額を所得割額欄に記入してください。

税目	算出所得割		調整控除額	税額控除等	住宅借入金等特別税額控除額	配当割・株式譲渡所得割額控除額	所得割額	均等割額
	総所得	分離等						
今回決定額	市民税	円	円	円	円	円	円	円
前年度決定額	市民税	円	円	円		円	円	円
今回決定額	県民税	円	円	円		円	円	円
前年度決定額	県民税	円	円	円		円	円	円

《表》平成29年度 保育料補助基準及び補助限度額一覧

単位：円

市町村民税額による世帯区分	国庫補助限度額		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	308,000 (308,000)	308,000 (308,000)	308,000 (308,000)
非課税の世帯	272,000 (308,000)	308,000 (308,000)	308,000 (308,000)
所得割非課税世帯			
所得割課税額が77,100円以下の世帯	139,200 (272,000)	223,000 (308,000)	308,000 (308,000)
小学校1年生から3年生までの兄・姉がいる ※1	所得割課税額が211,200円以下の世帯	185,000 (185,000)	308,000 (308,000)
	上記区分以外の世帯	0	154,000 (154,000)
小学校1年生から3年生までの兄・姉がいない ※2	所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200 (62,200)	185,000 (185,000)
	上記区分以外の世帯	0	154,000 (154,000)

()内の額は「ひとり親世帯等」の限度額

- ※1 小学校1年生から3年生までの兄・姉から数えて対象園児が第何子かを決定します。
- ※2 就学前の子どもを上から数えて第何子かを決定します。(小学校4年生以上は兄・姉の人数には含まれません。)

《 記 入 例 》

保育料減免措置に関する調書

平成29年7月1日作成

①在園幼児の氏名(フリガナ) イ セ ジ ロウ 伊 勢 二 郎 (男)・女 平成24年10月11日生まれ (満4歳)		②在園幼稚園名 伊 勢 崎 幼 稚 園		
③幼稚園に就園している兄弟姉妹の有無		(有)・無; 有の場合 ⇒ 兄(姉)/弟・妹 ※○で囲む		
④ひとり親世帯等である		(はい)・いいえ <small>⇒パンフレットの「ひとり親世帯等とは…」をご確認ください。2～5に該当する方は証明書等の写しを添付してください。</small>		
⑤小学1～3年生の兄や姉がいる		(はい)・いいえ		
⑥中学までの兄や姉がいて準要保護に認定されている		(はい)・いいえ		
⑦対象園児は第3子以降である		(はい)・いいえ		
⑧世帯の状況(本人を含む生計を一にする者全員について記入する。)				
氏 名	生 年 月 日 (満年齢)	続柄	職業または勤務先 学校名・学年、幼稚園名等	市町村民税の 所得割額(円)
伊 勢 太 郎	昭和50年12月12日 (41歳)	父	伊勢崎市役所	98,000
伊 勢 花 子	昭和51年 9月 9日 (40歳)	母	在家庭 <small>学年を必ず記入してください。</small>	0
伊 勢 一 郎	平成20年 5月 5日 (8歳)	兄	南小学校・3年	所得割額がわからない場合、平成29年1月1日現在伊勢崎市に住所のあった方は未記入でも結構です。その際は必ず下欄【同意書】をご記入ください。
伊 勢 早 紀	平成23年 9月10日 (5歳)	姉	伊勢崎幼稚園	
伊 勢 二 郎	平成24年10月11日 (4歳)	本人	伊勢崎幼稚園	
伊 勢 佐 吉	昭和27年 6月 7日 (65歳)	祖父	自営 (有)伊勢商店	700
※生計はただが、勤務、就学、療養等の都合上、別居の場合記入する。				生計はただが、別居の場合住所を記入して下さい
伊 勢 真 紀	平成 9年12月15日 (18歳)	姉	東日本大学・1年	住所 東京都国分寺市2-1-1
⑨保護者の住所・氏名・連絡先 (現住所) 伊勢崎市今泉町二丁目410番地 (氏 名) 伊 勢 太 郎 (電 話) 24-5111		⑩保護者の旧住所(平成29年1月1日現在) 1月1日時点で、市外在住だった人は、旧住所を記入してください。		
【同意書】 幼稚園就園奨励費補助事業の実施にあたり、保育料の減免対象(補助金の交付対象)であることの可否を決定するために必要があるときは、私及び世帯員の市民税の課税状況を調査することに同意します。 (署 名) 伊 勢 太 郎 (印)				
上記の者は、当幼稚園の園児であることを証明します。 平成 年 月 日 ※この欄は、幼稚園で記入します。				
伊 勢 崎 市 長 様		幼稚園長または 設置者 印		